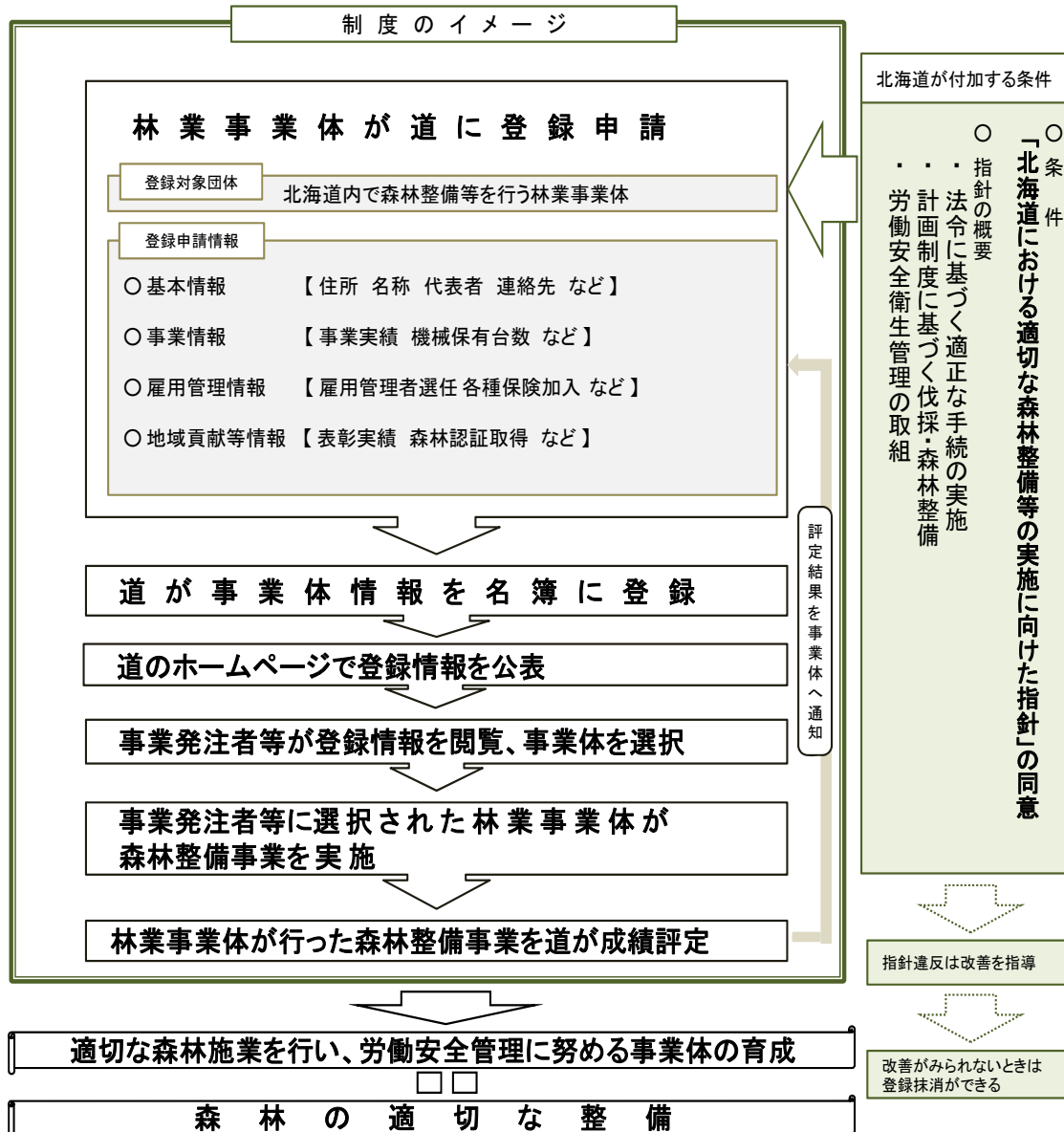


北海道林業事業体登録制度の概要



目的		森林所有者等による事業実行者の選択を可能とするとともに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成を図り、北海道の森林の適切な整備を推進することを目的とする。
登録	登録の対象	北海道において森林整備等を行う林業事業体
	指針の遵守	登録林業事業体は、「北海道における適切な森林整備等の実施に向けた指針」(以下「指針」)に沿った施業等を実施。 〔「指針」林業事業体が森林整備をするにあたり、森林法など法令に基づく適正な手続の実施、計画制度に基づく伐採・森林整備、労働安全衛生管理の取組みなどを必要な事項を示したもの。〕
	登録の有効期間	登録を受けた日から5年間(以後5年ごとに更新)
	登録	知事は、登録の申請に基づき、次の情報を登録。 ○ 基本情報:住所 名称 代表者 連絡先 など ○ 事業情報:事業実績 機械保有台数 など ○ 雇用管理情報:雇用管理者選任 各種保険加入 など ○ 地域貢献等情報:表彰実績 森林認証取得 など
	指導	知事は、「指針」が守られていないことや、虚偽の申請があったことが明らかになったときは、登録林業事業体に対し改善を指導。
公表		知事は、登録された林業事業体の登録情報を公表。
成績評価		知事は、登録された林業事業体が行う森林整備等の事業の内容について、成績評価を実施。 〔成績評価の結果については林業事業体へ通知。〕